

## 東日本税理士法人

〒171-0022 東京都豊島区南池袋 2-27-17  
TEL 03-5951-0707 FAX 03-5951-0710

# 制度の改正のポイント

## 連載 特別医療法人制度の改正

長 英一郎

厚生労働省は特別医療法人制度の一部を改正し、平成15年11月5日付の官報に告示した。改正のポイントは「①病床規制の緩和」「②収益業務規制の緩和」「③自己資本比率30%の規制」「④社会保険診療収入割合の算定に健康増進事業の収入金額が含まれたこと」の四点にある。

### I 病床規制の緩和

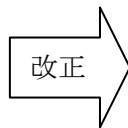
図1

改正前の病床規制

- がん・小児疾患・周産期疾患・循環器疾患に関する専門病院（診療所を含む病院、以下同じ）
- リハビリに関する専門病院
- 救急病院
- 特殊の診療機能を有する精神病院
- 難病に関する病院
- 小児慢性疾患病院
- がん末期専門病院
- 結核呼吸器専門病院
- 研究・研修病院

改正後の病床規制

- 改正前の病床規制（左の9種類）
  - へき地中核病院
  - 病院郡輪番制等に参加している病院
  - 訪問看護ステーション実施病院（診療所）
  - 老人デイケア施設実施病院
  - 外来患者に係る院外処方箋の割合が30パーセント以上の病院（診療所）
  - 病床数の50パーセント以上が療養病床である病院（診療所）
  - 在宅介護センター実施病院
- など



改正前の病床規制（図1左参照）はいわゆる第二次医療圏において病床過剰地域でも増床できる病床に準ずる9種類の病床等であり、いずれか一つの病床を必ず含まなければならないとされていた。しかし、現実にはこの要件を満たす病院（診療所）は少なく特別医療法人移行に際しての最大のネックとなっていた。

そこで、厚生労働省は今回の改正にあたって医療機関の要件として新たに20種の病院、10種の診療所を追加した（図1右参照）。医療施設近代化補助金の交付対象となっている

医療機関などを参考に拡充したもので、「療養型病院」「訪問看護ステーション実施病院」「在宅介護センター実施病院」などにも対象が拡大された。

しかし、診療所については厚生労働大臣が定める10種の基準が告示されているものの「四十人以上の患者を入院させるための施設を有するものであること」等の要件も満たさなければならないため診療所のみ医療法人が特別医療法人の要件を満たすことは困難ではないかと思われる。

## II 収益業務規制の緩和

図2

改正前の収益業務の範囲

- 医療用具、医薬部外品、介護用品等の販売
- 寝具、おむつ、ベッド等の貸付
- 一般飲食店業
- 配食サービス、医業経営相談等
- 患者等の搬送業
- 医療に関する情報サービス業
- 保健医療福祉に関する書籍の出版業
- 理容業
- クリーニング業
- 公衆浴場業、温泉浴場業、鉱泉浴場業
- 当該医療法人が所有する遊休資産を活用した駐車場業

改正後の収益業務の範囲



- 改正前の収益業（左の12種類）
- 農業
- 林業
- 漁業
- 製造業
- 情報通信業
- 運輸業
- 卸売・小売業
- 不動産業（売買行為を除く）
- 飲食店、宿泊業
- 医療、福祉
- 教育、学習支援業
- 複合サービス事業
- サービス業

改正前の収益業務の範囲は医薬部外品の販売や医療用具の貸付、患者搬送業などの医療に関連する分野12種類に限られていた（図2左参照）。しかし、今回の改正で収益業務の範囲は医療に関連する分野に限らず医業経営の安定的運営に支障のない範囲で大幅に緩和された（図2右参照）。

新たに追加された収益業務で注目すべきは不動産業（売買行為は除く）、宿泊業である。不動産業により特別医療法人は自己所有の遊休資産だけでなく新たに取得した用地で有料老人ホーム（特定有料老人ホームは除かれる）などを展開することも可能になった。また、平均在院日数の短縮が求められている昨今退院後も医療施設内で療養したいとの患者のニーズがあるが、病床数の制限があるため医療法人はかかるニーズに応えることができなかった。しかし、宿泊施設を医療施設に併設することによりこうしたニーズに応えることも可能となった。

## III 自己資本比率30%の規制

改正により収益業務規制を大幅に拡大したことに伴い、経営安定性確保のための措置と

して開設時に自己資本比率30%を満たしていることが必要とされた。ただし、土地又は建物を自己所有している場合には、自己資本比率に係るこの要件を充足していなくてもよいとする特例は改正前と同様である。

#### IV 社会保険診療収入割合の算定

従前より特別医療法人移行の要件として「社会保険診療に係る収入金額の合計額が、全収入金額の80%超であること」があり、社会保険診療に係る収入金額の合計額に健康診断などの予防事業は含まれないものとされていた。しかし、健康づくり・疾病予防を推進する観点から健康増進事業を社会保険診療に係る収入の合計額に含めるものと改正された。

また、平成15年10月31日に厚生労働省から「特別医療法人制度の改正（案）」について寄せられた意見に対する見解が公表された。重要部分についてのみ抜粋する。

Q1 特別医療法人の普及を促進するのであれば、全医療機関を対象とした上で、公益的でない要件を列挙し、対象とならない医療機関を明確化の方がよいのではないか

A1 特別医療法人は、公的な運営を確保するための一定の要件を満たしたものであることから、その要件は限定的に列挙されるべきものと考えています。

Q2 病院に関する要件と診療所に関する要件については、医療法人の属性に関わるものであることから、両者の均衡・整合性を図る必要がある。

A2 病院と診療所はその機能や役割が異なることから、今般の改正案においては、病院及び診療所の特性に応じて、実施する事業を定めたものです。

Q3 特別医療法人の要件は、既存の医療施設近代化補助金の交付条件を転用するような安易な取り扱いをすべきではなく、制度の目的に沿って個別に検討すべきである。

A3 今般の改正案は、特別医療法人制度の普及のため、公益性の高い事業を行っている場合は幅広く認めようとするものです。公益性の高い事業の範囲を画するに当たり、当省が主に民間の医療提供施設を対象に政策目的に適うものとして国庫補助金の対象としている例として、医療施設近代化補助金の交付条件を参考としたものです。

Q4 医療と全く関連性のない業種、例えば農業、林業、漁業は除外すべきではないか。また、従来どおり、「その開設する病院等の業務を行うことによって得られる、知見の活用によるものであること」、「当該医療法人が所有する遊休資産の活用によるものであること」との要件の存続が必要ではないか。

A4 特別医療法人は、公的な運営を確保するための一定の要件を満たしたものであるとして経

営安定化の観点から収益業務の実施が認められておりますが、現行の収益業務は、医療法人が所有する遊休資産の活用等極めて限定的なものとなっています。このため、今般の改正案においては、経営安定化を図る観点から、医療と関連のない業種を含め収益業務の範囲を極力幅広く認めることとしたところであり、経済社会における活動が応用可能な技術を媒介とするなどして業種横断的に展開される可能性を踏まえ、金融・保険業や設備産業等医療機関として不適切な一定範囲の業務については除外するにとどめたものです。

Q 5 自費扱いとなる正常分娩収入も適切な料金と認められる範囲において、社会保険診療に係るものとして計算できることとすべきではないか。

A 5 今般の改正案は、社会保険診療収入が、全収入の8割を超えるものであることとされている要件について、健康づくり・疾病予防を推進する観点から、一定の公的な枠組みの下で行われる健康審査として、健康増進法において健康増進事業実施者が行う健康増進事業とされる健康審査についても特に社会保険診療収入として算定できることとしたものであり、正常分娩収入について社会保険診療に係る収入として算定することは考えておりません。

## おわりに

特別医療法人制度の改正により特別医療法人移行への要件が緩和され対象となる医療法人は大幅に拡大すると思われる。しかし、特別医療法人移行に際しての税法上の問題等はいまだ解決されていない。そこで、今回の寄稿では特別医療法人制度改正の問題点について税法上の問題点を中心に採り上げることとする。

## 参考文献

- 1) 長隆、坂田茂：特定医療法人の全て、中央経済社、2003
- 2) 石井孝宣：特別医療法人・特定医療法人の選択、医学書院、2003